財　関　第　４３９号
平成31年３月30日

各　税　関　長　殿
沖縄地区税関長　殿

関税局長　中江　元哉

税関検査場電子申告ゲートを使用して行う税関業務の取扱いについて

標記のことについて、下記のとおり定めたので、平成31年４月１日から、これにより実施されたい。

この場合において、この通達に定めのないものについては、関税法基本通達（昭和47年３月１日蔵関第100号）その他関税関係通達の定めるところによる。

記

（用語の意義）

１　税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成15年財務省令第７号。以下「省令」という。）の規定に関する用語の意義については、次による。

⑴　省令第３条第２項に規定する電子情報処理組織とは、税関検査場電子申告ゲート（以下「電子申告ゲート」という。）をいう。

⑵　省令第３条第２項に規定する申請等とは、関税法施行令（昭和29年政令第150号）第59条第１項に規定する関税法（昭和29年法律第61号）第67条の規定による輸入申告（輸入しようとする貨物が旅客又は乗組員の携帯品であるときに限る。）及び関税定率法施行令（昭和29年政令第155号）第14条第１項に規定する申告をいう。

⑶　省令第３条の２に規定する税関の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機とは、税関検査場に設置された電子申告端末（以下「電子申告端末」という。）をいう。

（携帯品等の輸入申告手続）

２　電子申告ゲートを使用して行う携帯品等の輸入申告手続については、次による。

⑴　電子申告ゲート専用のモバイルアプリケーションにより作成された携帯品・別送品申告情報が含まれる二次元コード（以下「二次元コード」という。）及び旅券を電子申告端末に読み取らせることにより行うよう申告者に求めるものとする。

⑵　別送品がある場合は、別送品がある旨を入力して作成された二次元コード及び旅券を電子申告端末に読み取らせることにより行うよう申告者に求めるものとし、税関において当該申告を受理したときは、「携帯品・別送品申告書」（別紙様式）を１通印刷し、確認済の旨を記載して申告者に交付するものとする。

なお、別送品を輸入する場合の申告手続については、関税法基本通達67-4-10⑷の規定を準用する。

⑶　上記により輸入申告された携帯品・別送品申告情報の訂正は、申告者からの申出に基づき、税関において行うこととし、訂正後の申告内容が記載された「携帯品・別送品申告書」を１通印刷し、申告者に訂正した内容を確認した旨の署名を求めた上で、訂正を認めることとする。

なお、当該申告書は税関において保管するものとする。

以上

日本国税関

携帯品・別送品申告書

搭乗機（船）名		入国日	年 / 月 / 日
出発地			
氏名			
現住所（日本での滞在先）			
	電話		
国籍		職業	
旅券番号		生年月日	年 / 月 / 日
同伴家族	２０歳以上　　名	６歳以上２０歳未満　　名	６歳未満　　名

１．下記に掲げるものを持っていますか？

① 麻薬、銃砲、爆発物等の日本への持込みが禁止又は制限されているもの（下記「申告内容の確認」１．及び２．を参照）	はい	いいえ
② 金地金又は金製品	はい	いいえ
③ 免税範囲（下記「申告内容の確認」３．を参照）を超える購入品・お土産品・贈答品など	はい	いいえ
④ 商業貨物・商品サンプル	はい	いいえ
⑤ 他人から預かったもの	はい	いいえ

２．100万円相当額を超える現金、有価証券又は１kgを超える貴金属などを持っていますか？ はい　いいえ

＊ 「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」を提出してください。

３．別送品　入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物（引越荷物を含む。）がありますか？ はい　　個　いいえ

＊ 入国後６か月以内に輸入するものに限る。
＊ 確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります。

入国時に携帯して持ち込むもの

（注）「その他の品名」欄は、個人的使用に供する購入品等に限り、１品目毎の海外市価の合計額が１万円以下のものは記入不要です。また、別送品も記入不要です。

				課税
酒類		本		
たばこ	紙巻	本		
	加熱式	箱		
	葉巻	本		
	その他	ｸﾞﾗﾑ		
香水		ｵﾝｽ		
その他の品名		数量	価格	

＊税関記入欄	金額　　円							
	備考							
	確認		免税枠優先適用		外交官		ミスハンドル	

《申告内容の確認》

１．日本への持込みが禁止されている主なもの

① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚醒剤、MDMA、指定薬物など
② 拳銃等の銃砲、これらの銃砲弾や拳銃部品
③ 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体など
④ 貨幣・紙幣・有価証券・ｸﾚｼﾞｯﾄｶｰﾄﾞなどの偽造品など
⑤ わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど
⑥ 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

２．日本への持込みが制限されている主なもの

① 猟銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類
② ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品（ﾜﾆ・ﾍﾋﾞ・ﾘｸｶﾞﾒ・象牙・じゃ香・ｻﾎﾞﾃﾝなど）
③ 事前に検疫確認が必要な生きた動植物、肉製品（ｿｰｾｰｼﾞ・ｼﾞｬｰｷｰ類を含む。）、野菜、果物、米など
　＊ 事前に動物・植物検疫カウンターでの確認が必要です。

３．免税範囲（一人あたり。乗組員を除く。）

・ 酒類３本（７６０mlを１本と換算する。）
・ 紙巻たばこ４００本（外国製、日本製の区分なし。）
＊ ２０歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。
・ 海外市価の合計額が２０万円の範囲に納まる品物（入国者の個人的使用に供するものに限る。）
＊ 海外市価とは、外国における通常の小売価格（購入価格）です。
＊ １個で２０万円を超える品物の場合は、その全額に課税されます。
＊ ６歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの以外は免税になりません。

《注意事項》

海外又は日本出国時及び到着時に免税店で購入したもの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がある場合は、処罰されることがあります。

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署　名